



(報道関係各位)

令和 6 年 7 月 1 9 日 発表

【本件に関するお問い合わせ】

☑ HP 公開

川越市役所 母子保健課 母子保健第 2 担当 担当者：伊藤

☎049-229-4125 (直通) Fax : 049-225-1291 メール : boshihoken@city.kawagoe.lg.jp

5 歳児健康診査の開始について

概要

発達等の課題が認知される幼児期において、こどもの特性に合わせた適切な支援を行い、あわせて早期に就学に向けた準備につなげるため、下記のとおり 5 歳児健康診査を新たに実施します。

※5 歳児健康診査は任意による集団健康診査です。

実施方法

■実施開始月

令和 6 年 10 月 (月 1 回)

■会場

川越市総合保健センター (川越市小ケ谷 817-1)

■対象者

令和 2 年 4 月 2 日以降生まれの幼児

■実施方法

- ①対象者が 4 歳 6 か月になるまでに健診案内と「5 歳児健診全員アンケート」を送付
- ②アンケートの回答から、発達に課題があると考えられる幼児や保護者が当該健康診査の受診を希望する幼児を対象に実施

■内容

身体計測、診察、専門相談 (心理相談、療育相談、就学相談、栄養相談) 等

周知方法

■対象者に個別通知**■広報川越 (8 月号を予定)、市ホームページに掲載**

健康診査後の支援

支援が必要な幼児には関係機関による支援を実施するとともに、健康診査から一定期間経過後に支援状況を確認し、関係機関と連携した支援を実施します。